

小山町告示第192号

小山町遠距離通学サポート給付金支給要綱を次のように定める。

令和5年11月22日

小山町長 込山 正秀

小山町遠距離通学サポート給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 町長は、進学を契機とした若者の町外転出の抑制を目的に、町内に居住しながら大学等に通学する者に対し、予算の範囲内において小山町遠距離通学サポート給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小山町在住者 小山町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、専門職大学、大学院、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (3) 通学定期券 鉄道会社が発行する通学定期券をいう。
- (4) 遠距離通学 本町から大学等の最寄り駅までの鉄道利用距離がおおむね片道50キロメートル以上となる通学をいう。
- (5) 月極駐車場 遠距離通学に係る通学定期券の乗車駅周辺に所在し、1月単位で契約して毎月定められた使用料を支払って利用する有料駐車場をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、小山町在住者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等へ遠距離通学をする者
- (2) 大学等に入学した年度中に満26歳以上にならない者
- (3) 町税等を滞納していない者

(4) 小山町公式LINEアカウントからの配信を受ける等、本町の情報に関心を持ちアンケート等に協力できる者

(支給対象経費)

第4条 給付金の支給の対象となる経費（以下「支給対象経費」という。）は、遠距離通学に係る通学定期券の購入費及び月極駐車場の使用料とする。

2 前項の規定にかかわらず、遠距離通学に係る通学定期券の購入費及び月極駐車場の使用料について、他から給付金等の支給を受けている場合は、支給対象経費としない。

(給付金の額)

第5条 遠距離通学に係る通学定期券の購入費に対する給付金の額は、通学定期券の購入費の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、通学定期券の有効期間1月当たり1万円を限度とする。

2 月極駐車場の使用料に対する給付金の額は、1月につき当該使用料の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1月当たり2,500円を限度とする。

(支給の申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、小山町遠距離通学サポート給付金支給申請書兼口座振替依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 大学等に在学していることが証明できる書類

(2) 現に有効な通学定期券の写し

(3) 月極駐車場の使用料に対する給付金の支給を受けようとする場合は、次に掲げる書類

ア 駐車場賃貸借契約書、月極駐車場の使用料の分かる利用許可証又は領収書の写し

イ 自動車運転免許証の写し

(4) 給付金の振込を希望する口座の情報が確認できる書類

2 前項の申請は、第5条第1項に係る申請については通学定期券ごと1回を限度とし、同条第2項に係る申請については月極駐車場の使用料1月分ごと1回を限度とする。

3 引き続き給付金の支給を受けようとする支給対象者は、第1項第4号の提出を省略することができる。ただし、給付金の振込を希望する口座を変更しようとする場合は、この限りでない。

(支給の決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときには、速やかにその内容を審査し、小山町遠距離通学サポート給付金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、給付金を支給することを決定したときは、速やかに給付金を支給するものとする。

(支給の決定の取消し等)

第8条 町長は、虚偽その他不正な行為により給付金の支給を受けた者があるときは、給付金の支給を取り消し、小山町遠距離通学サポート給付金返還命令書（様式第3号）により期限を定めて、返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の小山町遠距離通学サポート給付金支給要綱第5条第1項の規定は、令和5年10月10日以降が終期となる通学定期券の購入費について適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

小山町遠距離通学サポート給付金支給申請書兼口座振替依頼書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所 小山町
氏 名
電 話
E-mail @

給付金の支給を受けたいので、小山町遠距離通学サポート給付金支給要綱第 6 条の規定により、以下のとおり申請します。なお、私の町税等滞納状況を、担当職員が調査閲覧することに同意します。

生 年 月 日		年 月 日		満 歳	
学 校 名				学年	
学 校 所 在 地		都・県		市・町	
通 学 定 期 券	発着駅	駅～ 駅			
	期間	. . ~ . .		ヶ月	
	購入費	円		※複数の場合は合算	
通学定期券の乗車駅周辺に所在する駐車場の使用		有 (. . ~ . .) ・ 無			

口座振替（兼受領委任）記入欄

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	口 座	フリガナ								
			名義人氏名								
	本店 支店 支所 出張所		種 類		口 座 番 号						
			1 普 通 2 当 座 3 その他 ()								

申請者と口座名義人が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。

添付書類

- (1) 大学等に在学していることが証明できる書類（学生証等）
- (2) 現に有効な通学定期券の写し
- (3) 月極駐車場の使用料に対する給付金の支給を受けようとする場合は次に掲げる書類
 - ア 駐車場賃貸借契約書、月極駐車場使用料の分かる使用許可証又は領収書の写し
 - イ 自動車運転免許証の写し
- (4) 上記の口座の情報が確認できる書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町遠距離通学サポート給付金決定通知書

年 月 日付けで申請があった給付金について、下記のとおり決定したので、小山町遠距離通学サポート給付金支給要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 支給

支給決定額 円

支給の条件：

2 不支給

（理由： ）

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町遠距離通学サポート給付金返還命令書

年 月 日付け 第 号により支給の決定をした給付金について、小山町
遠距離通学サポート給付金支給要綱第 8 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還命令金額

支給決定額 円

取消後支給決定額 円

支給済額 円

返還命令額 円

2 返還期限 年 月 日